

## 香南市行事等実行委員会 会則

### (名称及び事務局)

第1条 この会は、香南市行事等実行委員会と称し、各実行委員会等の事務局を香南市内小中学校内に置く。

### (目的)

第2条 この会は、教職員の交流や一連の取組を通して、教職員の資質の向上を図るとともに、香南市の児童生徒の健やかな成長を促進するために実施される教育活動の研究や実践的取組を行うことを目的とする。

### (構成)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために、次の実行委員会等を組織し、香南市内小中学校の教職員をもって構成する。

- (1) 小学校体育行事实行委員会
- (2) 香美・香南小中学校音楽会実行委員会
- (3) こども作品展実行委員会
- (4) 理科自由研究作品・標本展実行委員会
- (5) その他、香南市小中学校長会（以下「校長会」という。）及び香南市教育委員会学校教育課（以下「学校教育課」という。）が必要と認めるもの

2 各実行委員会等には、実情に応じて、各学校1名以上の教職員を充てることとする。但し、校長会及び学校教育課が認める場合は、各会の構成教職員の人数及び在籍校を限定することができる。

### (事業)

第4条 この会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 香南市内の児童生徒の発表会、記録会等に関する運営の執務全般、及び実践活動事業
- (2) 教科や領域に関する合同研究や実践
- (3) 外部機関や地域との連携した実践活動事業
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業

### (役員)

第5条 各実行委員会等には次の役員を置き、総会において互選する。ただし、会長、副会長のいずれかは管理職（主幹教諭を含む）とする。但し、校長会及び学校教育課が認める場合は、管理職以外で役員を構成することができる。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長1名
- (3) 事務局1名

2 任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補充された役員の任期は、前任者の在任期間とする。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会を代表して総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代理する。
- (3) 事務局は、会の運営、事務処理等を行う。

(会 議)

第7条 この会の会議は、総会、役員会、定例会とする。

2 総会は、役員を選出、事業計画、その他を審議するために年1回招集する。

但し、必要があるときは臨時に開くことができる。

3 役員会は、総会に付議すべき事項及び総会で議決した事業の推進に関する事項、その他会務の執行に関する事項を審議するため、会長が必要に応じて招集する。

4 定例会は、年間計画に基づき、第4条で定めた事業の推進を行うため、第7条5項の優先日のほか、会長が必要に応じて招集する。

5 会議を実施する日として、次の優先日を設定する。ただし、他の会合等と重複する場合は、学校教育課と協議のうえ決定する。

- (1) 4月第3水曜日
- (2) 7月最終週水曜日又は8月第1水曜日
- (3) 11月第1水曜日又は第2水曜日

6 会議は、原則として教職員の勤務時間内で行うこととする。

(共 催)

第8条 この会は、学校教育課との共催で活動を行う。

(会則変更)

第9条 この会則を変更しようとするときは、校長会及び学校教育課とで協議し、決定する。

附 則

- 1 この会則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和4年4月12日に会則を一部改正する。
- 3 令和6年4月17日に会則を一部改正する。